

第 1 部
広島県の環境政策

このほか、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下など、気候変動及びその影響に適切に対応していくため、平成30年に「気候変動適応法」が成立し、令和5年4月に熱中症対策の更なる推進を図るため、同法が改正されました。同年5月には同法に基づく「熱中症対策実行計画」が閣議決定され、熱中症による死亡者数（5年移動平均死亡者数）を現状から半減することを中期的な目標（2030年）として位置付けられるとともに、関係府省庁における対策の強化が盛り込まれました。

『循環型社会の推進』

国では、循環型社会の構築に向け、平成12年6月、その基本理念を定めた「循環型社会形成推進基本法」が制定され、さらに、個別のリサイクルを進めるため、リサイクル関係各法¹の制定・改正が行われてきました。令和3年6月には、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため「プラスチック資源循環促進法」が制定され、リサイクルを推進する体制が整備されています。

また、「廃棄物処理法」の改正により規制が強化されており、有害物質の対策として、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「PCB廃棄物特別措置法」が制定されています。浄化槽については、単独浄化槽の転換と浄化槽の管理の向上のための「浄化槽法」の改正が行われています。

『地域環境の保全』

マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみが世界的な課題となっており、令和元年6月に開催されたG20大阪サミットでは、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が、日本の提案により採択されました。また、令和5年5月に開催されたG7広島サミットでは、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の目標の10年前倒しとなる、「2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を持って、プラスチック汚染を終わらせること」への合意が、首脳コミュニケの中で示されたところです。

その他、アスベスト対策及び事業者の自主的な公害防止の取組促進のための「大気汚染防止法」等の改正や、「水銀に関する水俣条約」の担保措置として「水銀汚染防止法」の制定及び「大気汚染防止法」の改正、有害物質による地下水の汚染を未然に防止するための「水質汚濁防止法」の改正、機器廃棄時のフロン類の回収率向上のための「フロン排出抑制法」の改正、瀬戸内海などの閉鎖性海域を対象とした水質総量規制が実施されています。

『自然環境と生物多様性の保全』

生物多様性の保全については、損なわれた生態系や自然環境の回復を目的とした「自然再生推進法」、生物多様性の確保に寄与することが盛り込まれた「自然公園法」や「自然環境保全法」、外来種による生態系等の被害を防ぐための「外来生物法」、生物の多様性を守るための「生物多様性基本法」のほか、鳥獣の保護・管理を進め、生物多様性と生活環境などとの調和を図るため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」などが制定・改正されています。

『環境負荷の少ない社会を支える人づくり・仕組みづくり』

持続可能な社会を構築するための基盤として、「環境教育等促進法」に基づき、従来の体験学習を中心とした環境教育に加え、幅広い実践的人材づくりへと発展させるための施策が行われています。

¹ リサイクル関係各法：容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）、家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）、食品リサイクル法（食品循環資源の再利用等の促進に関する法律）、建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）、自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）、小型家電リサイクル法：使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

■ 環境にやさしい広島づくりと次代への継承

これらの問題は、対策を講じないまま放置すれば、問題が更に深刻化するとともに、解決が一層困難となり、ひいては人類の生存基盤を脅かすことになります。

■ 環境政策の新たな展開

こうした取組の一つとして、本県では経済的手法を導入することとし、平成 15 年度に「産業廃棄物埋立税」を、平成 19 年度には「森づくり県民税」を導入し、その税収をリサイクル関連施策や温暖化防止対策の一つである森林整備等に充てています。

さらに、令和2年度には本県の環境政策の基盤となる「第5次環境基本計画」(R3～R7年度(R8年10月まで延長))、「第5次廃棄物処理計画」(R3～R7年度(R8年10月まで延長))及び「第3次地球温暖化防止地域計画」(R3～R12年度)を策定、令和4年度には、「第3次地球温暖化防止地域計画」を一部改定(R5～R12年度)したほか、地球温暖化対策については「みんなで挑戦 未来につながる2050 ひろしまネット・ゼロカーボン宣言」、海洋プラスチックごみ削減対策については「2050 輝くGREEN SEA 瀬戸内ひろしま宣言」を表明するなど、県民・事業者・行政の全ての主体が協働して、環境基本計画の基本理念である「環境にやさしい広島づくりと次代への継承」の実現に向けた、様々な取組を行っています。

■ 今後の取組

3

年 代	経済状況	時代のキーワード	環境をめぐる動き・キーワード	地球温暖化対策	廃棄物・リサイクル	国の環境行政の変遷 公害防止・地球環境保全	自然環境・生物多様性	環境教育・その他	広島県の環境行政の変遷
1965 (S40)	神武景気 岩戸景気 初全総 いざなぎ景気	高度経済成長 所得倍増計画 都市化・人口ボーナス 大量消費	4大公害病・産業公害 レイチェルカーソン「沈黙の春」 典型7公害 光化学スモッグ カネミ油症事件(PCB対策)		化製場法(S23)	公害対策基本法(S42)⇒廃止(H5) 大気汚染防止法(S43) 騒音規制法(S43) 水質汚濁防止法(S45) 公害罪法(S45) 公害紛争処理法(S45) 悪臭防止法(S46) 公害防止組織整備法(S46) 公害被害救済補償法(S48)	自然公園法(S32) ※優れた自然の風景地の保護		県立自然公園条例(S34.10公布・S34.11施行):自然を代表する優れた自然の風景地の指定等
1975 (S50)	第1次石油ショック	日本列島改造 国民福祉の充実 国際協調の推進	環境庁の設置 ストックホルム会議		廃棄物処理法(S45) 海洋汚染防止法(S45)	公害対策基本法(S42)⇒廃止(H5) 大気汚染防止法(S43) 騒音規制法(S43) 水質汚濁防止法(S45) 公害罪法(S45) 公害紛争処理法(S45) 悪臭防止法(S46) 公害防止組織整備法(S46) 公害被害救済補償法(S48)	自然環境保全法(S47) ※自然環境を保全することが特に必要な区域等の指定等	瀬戸内海環境保全臨時措置法(S48)	自然環境保全条例(S47.12公布・S48.4施行):自然環境を保全すべき地域の指定等
1985 (S60)	第2次石油ショック 相次ぐ経済対策	安定成長への移行 国民生活の質的向上	都市・生活型公害 公害問題から環境問題へ 省エネルギー 酸性雨 熱帯雨林減少・砂漠化	省エネ法(S54) ※エネルギー使用合理化の制度化	省エネ法(S54) ※エネルギー使用合理化の制度化	水質汚濁防止法改正(S53) ※水質総量規制導入		瀬戸内海環境保全特別措置法(S53) 瀬戸内海環境保全基本計画(S53)	自然環境保全条例(S53.3公布・S55.5施行):保全すべき自然海浜の指定等 第1次水質総量削減計画(S55.3) 瀬戸内海環境保全計画(S56.7)
1985 (S60)	プラザ合意 バブル崩壊 景気後退 雇用悪化	円高 多極分岐 豊か実感 安心できる社会 地球サミット	モントリオール議定書 IPCCの設立 地球サミット・リオ宣言	地球温暖化防止行動計画(H2) 気候変動枠組み条約署名(H4)	資源有効利用促進法(H3) 廃棄物処理法改正(H3) ※産業廃棄物処理業及び処理施設の許可制度の見直し、廃石綿を特別管理産業廃棄物に指定 有害廃棄物輸出入規制法(H4)	大気汚染防止法改正(H元) ※特定粉じん(石綿)規制の導入 水質汚濁防止法改正(H2) ※生活排水対策の導入 自動車NOx特措法(H4)	野生生物種保存法(H4) ※絶滅のおそれのある種の保存	地球環境基金創設(H5)	環境保全基金条例(H2.3公布・施行):環境保全に係る普及啓発等の財源として創設 みどり景観基金条例(H3.3公布・H3.4施行) ふるさと広島景観保全創造条例(H3.3公布・施行)
1995 (H7)	消費税率5% 金融危機 デフレ IT革命	阪神・淡路大震災 規制緩和	COP1開催 ナホトカ号重油流出事故 京都議定書 環境ホルモン ダイオキシン問題	京都議定書採択(H9) ※90年比▲6%の削減目標設定 地球温暖化対策推進法制定(H10)	容器包装リサイクル法(H7) 廃棄物処理法改正(H9) ※廃棄物処理基準、施設設置基準及び罰則等の大幅な強化 家電リサイクル法(H10)	大気汚染防止法改正(H8) ※特定粉じん排出作業の規制導入 PRTR法(H11) ダイオキシン類対策特措法(H11)	こどもエコクラブ発足(H7) ISO14001制定(H8) エコアクシオン21制定(H8) 環境影響評価法(H9)		第1次環境基本計画(H9.3):環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的に推進 海砂採取禁止(H10.2) 一般廃棄物広域処理計画(H10.7):効率的かつ持続可能なごみ処理の推進 環境影響評価条例(H10.10公布・H11.6施行)
2000 (H12)	ITバブル崩壊 構造改革 日本郵政公社発足	中央省庁再編 米国同時多発テロ 就職氷河期	環境省発足	京都議定書批准(H14) 地球温暖化対策推進大綱(H14) ※省エネ・森林吸収源等の対策の具体化	廃棄物処理法改正(H12) ※都道府県廃棄物処理計画の策定 食品リサイクル法(H12) 建設リサイクル法(H12) 循環型社会形成推進基本法(H12) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(H13) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(H14)	大気汚染防止法改正(H14) ※VOC規制導入	自然再生推進法(H14) ※失われた生態系等の自然環境の回復を図る 鳥獣保護法(H14、全部改正) ※鳥獣の保護と被害防止、猟具の使用に係る危険の予防を図る 外来生物法(H16) ※特定外来生物による生態系等に係る被害防止を図る	グリーン購入法(H12)	産業廃棄物埋立税条例(H14.7公布・H15.4施行):産業廃棄物の埋立抑制を図り、3R等に関する施策を推進するため課税 産業廃棄物抑制基金条例(H15.3公布・H15.4施行):産業廃棄物の3R等に関する施策の財源として創設 第1次廃棄物処理計画(H15.3):廃棄物の減量、その他適正処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進 生活環境保全条例(H15.10公布・施行):公害防止条例を全部改正、公害行政から環境保全行政への転換 第1次地球温暖化防止地域計画(H16.3):県民・事業者・行政等による総合的な温室効果ガス削減対策を推進 RDF発電事業(福山リサイクル発電施設)操業開始(H16.4～R6.3):広域リサイクルシステムの中核としてRDFを利用し発電
2005 (H17)	グローバル化 日本郵政グループ発足 原油価格上昇 リーマンショック	少子高齢化 人口減少	クールビズ アスベスト ※石綿救済法(H18) エコカー減税、グリーン経済	京都議定書発効(H17)	廃棄物処理法改正(H18) ※石綿を含む廃棄物に係る無害化処理認定制度の創設、処理基準の強化	大気汚染防止法改正(H18) ※石綿規制対象建材、工事の拡大 土壌汚染対策法改正(H21) ※①大規模な土地改変に係る調査制度の創設、②リスクに応じ規制対象区域を分類化、③撤出土壌の適正処理土壌の適正処理に係る制度創設 海岸漂着物処理推進法(H21)	自然再生推進法(H14) ※失われた生態系等の自然環境の回復を図る 鳥獣保護法(H14、全部改正) ※鳥獣の保護と被害防止、猟具の使用に係る危険の予防を図る 外来生物法(H16) ※特定外来生物による生態系等に係る被害防止を図る	環境保全活動・環境教育推進法(H15) エコアクシオン21制度化(H16) 景観法(H16)	環境学習推進実施計画(H17.3) ひろしまの森づくり県民税条例(H18.12公布・H19.4施行):「ひろしまの森づくり県民税」の導入 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画(H20.3)
2010 (H22)		東日本大震災 福島第1原子力発電所事故			廃棄物処理法改正(H22) ※建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任の明確化、産業廃棄物収集運搬業許可制度の改正等 放射性物質汚染対処特措法(H23) 小型家電リサイクル法(H24)	大気汚染防止法改正(H23) ※地下水汚染未然防止の強化(有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設に係る規制導入) 大気汚染防止法改正(H26) ※解体工事前等の調査義務づけ	自然公園法・自然環境保全法改正(H22) ※生物多様性の確保に寄与することが明記される 鳥獣保護管理法改正(H26) ※名称改正、鳥獣管理の明文化	環境影響評価法改正(H23) ※戦略的環境アセスメント(配慮書手続き)の導入 環境教育促進法(H23)	生物多様性広島戦略(H25.3):生物多様性国家戦略に基づき、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する計画を策定
2015 (H27)	アベノミクス 消費税率8% インバウンド	インバウンド 働き方改革 DX(デジタルトランスフォーメーション) 西日本豪雨	パリ協定・SDGs COP21(気候変動枠組条約) 気候非常事態宣言、脱炭素DMO 海洋プラスチック問題 西日本豪雨 G20大阪サミット (大阪ブルー・オーシャン・ビジョン) レジ袋有料化	パリ協定採択(H27) ※2030年▲26%(2013年度比)目標の設定 気候変動適応法制定(H30) ※沿岸、災害、産業影響等への適応を法制化 第5次エネルギー基本計画(H30) ※再エネを主力電源化	廃棄物処理法改正(H27) ※災害廃棄物処理に関する基本方針の制定 廃棄物処理法改正(H29) ※有害物質使用特定施設に係る土地の形質の変更時の届出等の対象を拡大 食品ロスの削減の推進に関する法律(R1)	大気汚染防止法改正(H29) ※有害物質使用特定施設に係る土地の形質の変更時の届出等の対象を拡大		持続可能な開発目標(SDGs)採択(H27)	広島県災害廃棄物処理計画(H30.3):災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を推進
2020 (R2)	消費税率10%	新型コロナウイルス感染症	2050年カーボンニュートラル宣言 ※低炭素から脱炭素へ 地球温暖化対策計画(R3) ※2030年▲46%(2013年度比)目標の設定 GX基本方針、GX推進法等(R5) ※2035年度▲60%・2040年度▲73%(2013年度比)削減目標の設定	2050年カーボンニュートラル宣言(R2) ※低炭素から脱炭素へ 地球温暖化対策計画(R3) ※2030年▲46%(2013年度比)目標の設定 GX基本方針、GX推進法等(R5) ※2035年度▲60%・2040年度▲73%(2013年度比)削減目標の設定	プラスチック資源循環法(R4) 再資源化事業等高度化法(R6) 廃棄物処理法改正(R8) ※スクラップヤード許可制度創設、災害廃棄物処理の推進ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法改正(R8) ※処理期限後の処理体制確保 太陽電池廃棄物リサイクル法(R8)	大気汚染防止法改正(R2) ※建築物解体時の飛散防止対策強化		瀬戸内海環境保全特別措置法改正(R3) ※栄養塩管理計画制度の創設	2050ひろしまネット・ゼロカーボン宣言(R3.3) 第3次広島県地球温暖化防止地域計画(R3.3):2050年ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた取組を推進 第3次広島県地球温暖化防止地域計画改定(R5.3) ※2030年度の温室効果ガス削減目標39.4%以上(13年度比)に引上げ
2026 (R8)	経済安全保障 賃上げ	G7広島サミット	PFAS				鳥獣保護管理法改正(R7) ※緊急統制制度の創設		